

## 計画事業に係る事後評価項目記載要領(初年度・2年度目)

### I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、地域の公共交通を活性化し、地域を活性化するために適切な事業を選び出し、試行的に事業を実施する中で、その問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、利用料金の適正な設定、協賛金の拠出等も含めた財源の検討等、当該事業を本格実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。

### II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、朝・夕における路線バスの実証運行、バスと鉄道の接続改善、日中の時間帯における高齢者の通院需要、買い物需要等を踏まえたデマンドタクシーの実証運行を地域として実施する事業として位置づけている。路線バスについては7月1日に1日4便の運行を開始し、7月初から12月末までの間、〇.〇千人が利用した。デマンドタクシーについては10月1日に〇台の体制での運行を開始し、10月初から12月末までの間、〇.〇千人が利用した。バスと鉄道の接続改善については、〇バス側で〇便についてダイヤ変更が行われた。(別添の路線バスの実証運行及びデマンドタクシーの実証運行に係る法定協議会のプレス発表資料(〇月〇日及び〇月〇日)を参照。別添の〇〇バスのダイヤ変更に係るプレス発表資料(〇月〇日)を参照)

デマンドタクシーの実証運行は、総合事業計画においては9月1日に開始することとされていたが、デマンドシステムの試験段階においてトラブルが生じたため、10月1日の開始に変更することが第〇回WGにおいて了承され、法定協議会としてプレス発表を行った。(別添の第〇回WGの議事録及び8月〇日付けのプレス発表資料を参照)

### III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

路線バスの実証運行については、総合事業計画において、路線バスの区間における平均乗車人キロを毎月1回調査員による実態調査によって把握し、月別の推移で事業評価を行うこととしているが、計画のとおり、実態調査を毎月実施し、7月から12月までの平均乗車人キロの推移により、事業評価を行った。

デマンドタクシーの実証運行については、総合事業計画において、利用者数を毎日把握し、一月あたりの平均利用者数の月別の推移で事業評価を行うこととしているが、計画のとおり、利用者数を毎日把握し、10月から12月までの一月あたりの平均利用者数の推移により、事業評価を行った。

なお、7月及び8月は高校の夏休み期間となっていることから、路線バスの実証運行の効果を判定するにあたっては、高校生を除いた平均乗車人キロの数値で推移をとらえることとした。(別添の第〇回WGの議事録を参照)

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

朝・夕における路線バスの実証運行について、実際に通勤客・通学客が利用することが確認された結果、通勤・通学へのサービス対応率の向上という目標を達成するために適切な事業であると判断される。また、デマンドタクシーの実証運行については、60歳以上の利用者が利用者全体の〇%となっており、乗車区間も自宅と病院の間である利用者が利用者全体の〇%、自宅と商店の間である利用者が利用者全体の〇%となっており、日中時間帯における高齢者の通勤需要、買い物需要への対応による利用者数の増加という目標を達成するために適切な事業であると判断される。(別添の第〇回WGの議事録を参照)

<p>IV 自立性・持続性</p>
<p>1 事業の本格実施に向けての準備</p>
<p>① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p>
<p>路線バスの実証運行については、平均乗車人キロが〇人キロであるものの、収支率は〇%であり、収支率向上と本格運行に向けて運行を継続させる仕組みの確立が課題であると認識しており、問題点の検証を行ったものと考えている。デマンドタクシーの実証運行については、1日あたりの平均利用者は〇人となっているが、収支率は〇%であり、路線バスの実証運行と同様、収支率向上と本格運行に向けて運行を継続させる仕組みの確立が課題である。なお、デマンドタクシーの実証運行の前後におけるタクシー会社の売上げを比較すると〇%の減少は見られるものの、タクシー会社からデマンドタクシーの実証運行の実施について疑問視をする声はないものと認識している。(別添の第〇回WGの議事録を参照)</p>
<p>② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。</p>
<p>路線バスの実証運行については、平均乗車人キロが〇人であり、実際に通勤客・通学客が利用することが確認された結果、通勤・通学へのサービス対応率の向上という目標を達成するために適切な事業であり、一定程度の効果が現れているものと考えているが、より多くの住民に利用してもらうため、路線バスの実証運行に係る路線を一部見直すことを予定している。(別添の第〇回WGの議事録を参照)</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p>
<p>平成21年度において路線バスの実証運行及びデマンドタクシーの実証運行の事業を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、〇〇市からの財政支出によるということの関係者の合意が形成されており、〇〇市の平成21年2月議会に平成21年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。(第〇回法定協議会の議事録を参照)</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。</p>
<p>平成20年度における路線バスの実証運行に関しては、路線バスの沿線の自治会が沿線の商業施設に働きかけを行った結果、〇十万円の協賛金が法定協議会に拠出されることになった。この協賛金の拠出は、来年度の路線バスの実証運行に関しても求めていくことが、第〇回WGで確認された。(別添の第〇回WGの議事録を参照)</p>
<p>③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。</p>
<p>第〇回WGにおいて、総合事業(計画事業)による路線バス及びデマンドタクシーの実証運行の終了後に、自主運行バス及びデマンドタクシーが運行できるようにするためには、地域住民による協賛金の拠出も必要であるとの意見が出され、拠出金の額の議論や地域住民に対する協力を求める方法についての議論が行われた。(第〇回WGの議事録を参照)</p>

## V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の運営要領が第1回法定協議会で決定され、制定されており、法定協議会の審議事項は、調査事業の進め方、調査事業の実施状況、調査事業に係る自己評価、連携計画の策定、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価、その他法定協議会において必要と認められた事項と規定されている。また、法定協議会で決定した場合には、法定協議会における審議をWGを設置し、WGにおいて行うことができることとされており、計画事業の進め方の及び実施状況については、WGを設置して審議している。(法定協議会及びWGの運営要領を参照)

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

法定協議会の構成員には〇〇市の連合自治会長が含まれているほか、計画事業の進め方を法定協議会で審議した上で、朝夕における路線バスの実証運行、バスと鉄道の接続改善、日中の時間帯における高齢者の通院需要、買い物需要等を踏まえたデマンドタクシーの実証運行を実施するとともに、その実施結果については前月の状況を毎月法定協議会で説明を行って質問や意見を受け付けており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。(第1回及び第〇回の法定協議会の議事録を参照)

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

第1回法定協議会においては法定協議会の審議事項も含む運営要領が確認され、それ以降の法定協議会においては計画事業の進め方、実施した計画事業の結果が報告・審議されたほか、第〇回法定協議会においては計画事業に係る自己評価報告案が報告・審議されており、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。なお、計画事業の進め方のイメージ、実施した計画事業の月毎の結果及び自己評価報告の素案については、WGを設置して〇回の審議を行った。

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の運営要領において、議事の傍聴は原則可能であること、議事録はインターネットのHPにおいて会議開催後速やかに公表することが規定されており、当該規定に則って、協議会の議事が開示されている。

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果の取りまとめ及び自己評価報告案が報告・審議され、WGでは計画事業の進め方のイメージ、実施した計画事業の月毎の結果及び自己評価報告の素案が審議されたが、路線バス及びデマンドタクシーの実証運行については双方とも収支率向上が課題であるものの、高齢者を中心とする交通弱者の足の確保が重要であり、利用者により抵抗感を感じさせない範囲内で利用料金を見直した上で、来年度もこれら2つの実証運行を実施することについて、関係者の合意形成が行われた一方、総合事業の実施について、法定協議会の構成員以外の者からの反対の声もなく、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたと言える。